

## 海陽町介護サービス事業者新型コロナウイルス感染症対策支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本町における介護サービスの安心安全な提供を支援するため、介護サービス事業者が実施する新型コロナウイルス感染症対策に対し、予算の範囲内で海陽町介護サービス事業者新型コロナウイルス感染症対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、海陽町補助金交付規則（平成18年海陽町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、この要綱の施行の日において、海陽町内で別表左欄に掲げる介護サービスを提供している事業所（以下「補助対象事業所」という。）を運営する事業者とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、安心安全な介護サービスの提供のために、感染防止対策に要する衛生用品及び備品の購入費用（消費税及び地方消費税に相当する額並びに別表に掲げるサービス以外に係る費用を除く。）とする。

2 補助対象経費のうち、国及び県等から同様の補助金の交付を受ける場合は、補助の対象から除外する。

### (補助金の額)

第4条 補助率は10分の10とし、補助金の額は、補助対象事業所が提供する介護サービスに応じて、別表右欄に掲げる基準額の合計額を限度とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年12月28日までに、次の書類を添えて、補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに、次の書類を添えて、補助事業実績報告書(様式第6号)により、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第8条 町長は前条の報告を受けたときは、その内容を速やかに審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金の額の確定通知書(様式第7号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条に規定する補助金の額の確定通知書を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第8号)に当該通知書の写しを添えて、町長に補助金の請求をしなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、遅滞なく、補助金を補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) その他町長が不相当と認めるとき

(書類の保管等)

第11条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理保管しておかなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月17日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効前に、この要綱に基づき申請された補助金に関し、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付決定の取消及び返還の手続に関しては、なお従前の例による。

別表（第2条、第4条関係）

介護サービス	基準額
介護老人保健施設	2,000,000 円
認知症対応型共同生活介護	1,000,000 円
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 短期入所生活介護・短期入所療養介護	300,000 円
訪問介護 訪問リハビリテーション 居宅介護支援	200,000 円